

家電リサイクル法対象品の出し方

「家電リサイクル法」では、不要になった対象品は、「消費者がリサイクル料金を負担すること」、「販売店が引き取ること」、「家電メーカーがリサイクルすること」が義務付けられていますので、粗大ごみや不燃ごみとして出すことはできません。

◎家電リサイクル法の対象となる家電製品

エアコン	テレビ	冷蔵庫
		
洗濯機	冷凍庫 (冷温庫)	衣類乾燥機
		

家電リサイクル法とは

家電リサイクル法は、不要となり排出された家電製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・冷凍庫(冷温庫)・衣類乾燥機)から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

◎家電リサイクル法対象品の処分方法

① 買い替えの場合

購入する小売店に引き取り可能か確認してください。(引き取り不可の場合は②か③へ。)



② 買い替えせずに引き取ってもらう場合

家電製品を購入した小売店、または最寄りの家電量販店に引き取り可能か確認してください。(引き取りできる店舗が見つからない場合は③へ。)

違法な回収業者は利用しないでください!!

③ 自分で持ち込む場合

家電リサイクル券センター郵便局でリサイクル料金の支払い手続きをしてください。リサイクル料金は、「家電リサイクル券センター」のホームページや☎0120-319640で確認できます。

[フリーダイヤル受付時間]
9時～17時
(土・日・祝日・年末年始は除く)

①②の場合、自宅から処分場まで収集運搬する料金は店舗により異なりますので、各店舗にてご確認ください。

リサイクル料金

+

収集運搬料金

=

ご負担いただく料金

消火器の処分



蟹江町では消火器の収集はしていません。

- 消火器の処分は、(一社)日本消火器工業会が地域の販売代理店(下記リサイクル申し込み窓口)と協力して行っています。
詳しくは消火器リサイクル推進センターのホームページをご確認ください。
- ※ 処分にはリサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。

蟹江町内の リサイクル 申し込み窓口	カニエ防災株式会社	蟹江町緑二丁目62番地	☎ 0567-95-6765
	有限会社トルクトップ	蟹江町今西二丁目143番地1	☎ 0567-96-6299

【問い合わせ先】

(一社)日本消火器工業会(消火器リサイクル推進センター)

TEL.03-5829-6773 ホームページ <https://www.ferpc.jp/> ➔



その他 蟹江町では収集しないもの

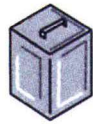
具体例と注意事項

処理困難ごみ

※購入した販売店、または専門の処理業者に相談してください。



ペンキ



機械用オイル・ガソリン



灯油



注射器



ガスボンベ



草刈機



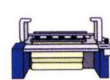
農薬



バッテリー



バイク



業務用機械類



自動車部品類



タイヤ



農機具



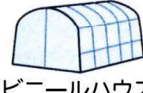
ボウリング球



ダンベル



ピアノ



ビニールハウス
等の廃材



耐火金庫



消火器

事業系ごみ

- 会社や店舗、工場などの業務に伴い発生した全てのごみ。
(社員食堂の残飯や、事務所で使用した紙くず、文房具なども含みます。)
- 事業系一般廃棄物は町が許可した収集業者、産業廃棄物は県が許可した収集業者に収集を依頼してください。一般廃棄物を処分場へ自己搬入するときは申請が必要となるため、事前に役場環境課へご相談ください。(産業廃棄物は自己搬入できません。)